

平成 2 0 年度

青森県公社等点検評価委員会
点検評価結果等報告書

平成 2 0 年 1 1 月

青森県公社等点検評価委員会

目 次

	頁
第1章 点検評価に当たっての総論的事項	1
第2章 点検評価結果	
1 財団法人21あおもり産業総合支援センター	6
2 社団法人青い森農林振興公社	11
3 青森県土地開発公社	15
4 財団法人青森県建設技術センター	18
5 青森県道路公社	20
6 財団法人青森県フェリー埠頭公社	23
7 青森県住宅供給公社	26
8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	29
9 株式会社青森データシステム	32
10 社団法人青森県畜産協会	34
11 社団法人青森県水産振興会	36
12 株式会社建築住宅センター	38
13 むつ小川原原燃興産株式会社	40
14 財団法人青森県育英奨学会	42
委員名簿	46
(参考) 青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等 及び点検評価実施年度	47

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化、地方分権の本格化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになったところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることのできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等として再生していかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としてのかかわり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、併せてその改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象14公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、以下の視点を設定した。

(1) 青森県行政改革大綱に掲げる「公社等の改革」の進捗状況の点検評価

(平成16年12月改訂の青森県行政改革大綱より抜粋)

5 公社等の改革

公社等については、社会経済情勢や県民の行政ニーズの変化の中で公社等を取り巻く経営環境が著しく変化していることから、民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合等を含め、その目的のより効果的かつ効率的な達成のための取組を推進します。

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、業務内容等を検討の上、積極的に公社等の統廃合に取り組めます。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

経営の健全化

公社等を取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応できるようにするため、事業の抜本的な見直し、徹底したコスト削減等を実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営を目指します。

人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については、順次引き揚げることとし、また、経営状況を踏まえ、職員数の適正化及び給与の見直しを行います。

(2) 平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において指摘を受けた「今後の課題」を踏まえた、公社等の経営状況についての点検評価

(平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書より抜粋)

第3章 今後の課題

県公社等法人の公共目的が効率的・効果的に達成されるように、本年度も当委員会が県公社等法人の経営状況に関する評価（マネジメント評価・財務評価）と、県公社等法人の経営改革方向性に関する提言と、県公社等法人の見直しを第三者の立場で実施してきたことを踏まえ、以下のような課題に各公社等法人が真摯に取り組んでいくことを当委員会は強く求めるものである。

- 1 自己経営評価制度を活かした経営改革推進
- 2 独立採算経営の確立と自主独立経営の確立と目標管理型経営の徹底・実質化
- 3 県公社等法人の見直し
- 4 硬直的でなく補助金等を前提としない経営姿勢の確立と経営組織の活性化

(3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項の改善状況の点検評価

包括外部監査における指摘事項のある公社等については、「第2章 点検評価結果」において指摘事項の内容を記述している。

(4) 平成17年度から平成19年度までの当委員会の提言に対する各公社等の対応状況の点検評価

これらの視点から、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとに、必要に応じて各公社等及び所管課とのヒアリングを実施した上、それぞれの課題にどのように取り組んで、その効果がどの程度上がっているのかということについて点検評価を行った。

4 公社等全般に関する提言

平成20年度の点検評価において、かなりの数の公社等に共通する課題として捉えた事項は、次のとおりである。

(1) 公社等における人件費の高止まりの是正

当委員会では、公社等の職員の給与水準は、その経営状況いかんにかかわらず、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えており、平成18年度の点検評価において、「各公社等においては、これまでのように漫然と県職員の給与体系に合わせるのではなく、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準に、当該公社等の業務内容及び業務量に見合った給与水準になっているか、また、経営状況の悪い公社等においては経営状況に見合った給与水準になっているかなど、県民の理解を得られる給与水準について、十分に検討していくべきである」ことを提言していた。

この点について、県の給与体系に準じている11公社等のうち、自らの経営状況を踏まえ、独自の給与の削減に取り組んでいる公社等は、平成20年度は1公社等増えて、7公社等であることを確認したところであり、当委員会としては、この取組について評価するものである。平成20年度末に解散する予定の住宅供給公社を除く残る3公社等（財団法人青森県フェリー埠頭公社、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団、社団法人青森県産業振興協会）においても、適切に対応することを求めるものである。特に、経営状況が悪い公社等においては、経営状況を踏まえた給与の見直しに早急に取り組むことを強く求めるものである。

また、給与について県の給与体系に準じている公社等の退職金については、平成19年度の報告書では、「給与の見直しを退職金の算定に反映させることとした公社等は3公社等のみであり、取組があまり進んでいないため、退職金が合理的な水準となるよう、他の公社等においても見直しに取り組むことを求める」ことを提言していた。

この点について、給与の見直しを退職金の算定に反映させた公社等は、平成20年度は1公社等増えて、4公社等（社団法人青い森農林振興公社、財団法人青森県建設技術センター、財団法人むつ小川原漁業操業安全協会、社団法人青森県栽培漁業振興協会）であることを確認したが、全体としては取組があまり進んでいない状況であり、当委員会としては、退職金が合理的な水準となるよう、他の公社等においても見直しに取り組むことを引き続き求めるものである。

(2) 新公益法人制度への適切な対応

公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行されることに伴い、現行の社団法人及び財団法人は、移行期間が満了する平成25年11月30日までに、新公益法人制度に基づく法人形態に移行する必要がある。

当委員会が点検評価の対象としている26公社等のうち社団法人又は財団法人である15公社等について、新公益法人制度への対応状況を確認したところ、全ての公社等が、新公益法人

制度における公益社団法人又は公益財団法人に移行する予定であるとのことであった。

新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人への移行にあたっては、法人の業務内容等について、あらためて公益性の認定を受ける必要があることから、関係公社等においては、現在の業務内容が公益性の認定基準を満たすかどうかを点検のうえ、自らの役割及び業務内容について将来的な方向性を展望し、新公益法人制度に基づく法人形態に円滑に移行できるよう、適切に対応する必要がある。

5 各公社等に対する提言

本年度の対象14公社等について点検評価を行った個々の結果は「第2章 点検評価結果」において記述しているが、各公社等に対する提言の概要は以下のとおりである。

<p>1 財団法人21あおもり産業総合支援センター</p> <p>(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化</p> <p>(2) 資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施</p> <p>(3) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進</p> <p>(4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上</p> <p>(5) 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費の計上</p> <p>(6) 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化</p>
<p>2 社団法人青い森農林振興公社</p> <p>(1) 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行</p> <p>(2) 分収造林事業の欠損見込額縮小に向けた経費削減の徹底及び収入確保の推進</p> <p>(3) 定期的な長期収支試算及び県民に対する情報提供</p> <p>(4) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消</p> <p>(5) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施</p>
<p>3 青森県土地開発公社</p> <p>(1) 長期的視点に立った当法人のあり方の検討</p> <p>(2) 青森中核工業団地の分譲の促進</p>
<p>4 財団法人青森県建設技術センター</p> <p>(1) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化</p> <p>(2) 新公益法人制度への適切な対応</p>
<p>5 青森県道路公社</p> <p>(1) 中期経営プランの見直しの検討</p> <p>(2) 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保</p> <p>(3) 有料道路の料金徴収員による着服事件にかかる再発防止策の徹底</p>

6	財団法人青森県フェリー埠頭公社	(1) 東日本フェリー株式会社の事業撤退による当法人の経営の抜本的な見直し (2) フェリーの利用促進
7	青森県住宅供給公社	(1) 保有土地の着実な売却の推進 (2) 残余財産の処理 (3) プロパー職員の処遇に係る連携した取組
8	財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	(1) 事業の選択と助成の集中の推進 (2) 他団体との協調・連携 (3) 当法人のあり方の検討 (4) 財産運用に係る体制の整備
9	株式会社青森データシステム	(1) モデル企業としての役割を追求していくための経営の抜本的な見直し (2) 障害者のための職場環境の整備
10	社団法人青森県畜産協会	(1) 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との統合 (2) 経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保
11	社団法人青森県水産振興会	(1) 当法人の廃止の検討
12	株式会社建築住宅センター	(1) 検査実施率の向上 (2) 長期的な経営基盤の強化のための新たな業務展開
13	むつ小川原燃興産株式会社	(1) 新たな業務の展開と職員の教育
14	財団法人青森県育英奨学会	(1) 学生寮の入寮生の確保、経費節減及び入寮費の見直し並びに廃止を含む事業の検討 (2) 未収金に係る債権回収の強化及び未収金等の発生防止 (3) 高校奨学金貸与事業の長期的収支計画の策定

第2章 点検評価結果

1 財団法人21あおり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所管部課名	商工労働部 商工政策課	
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	390,000千円	70.9%	
	みちのく銀行	34,010千円	6.2%	
	青森銀行	33,690千円	6.1%	
	青森市	30,245千円	5.5%	
	東北電力	11,710千円	2.1%	
	黒石市	7,220千円	1.3%	
	藤崎町	5,090千円	0.9%	
	あおり信用金庫	3,583千円	0.7%	
	田舎館村	2,445千円	0.4%	
	みずほ銀行	2,070千円	0.4%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	17名	2名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	73名	31名	県派遣18名、県OB1名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援			
経営状況 (平成19年度)	経常収益	2,425,148千円	(その他参考)	
	経常費用	2,359,116千円	県からの補助金	305,520千円
	当期経常増減額	66,032千円	県からの受託事業収入	170,269千円
	当期一般正味財産増減額	62,776千円	県の損失補償	3,231,242千円

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおり産業総合支援センター」に変更した。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っていることから、当委員会は、常勤の理事長の強力なトップマネジメントの下で法令を遵守しながら、その役割を適切に遂行していくことを求めていた。当法人からは、理事長に求められる資質として、当法人の運営の方向性についてグローバルな視点から指示できること、当法人の運営に対して民間の視点で改善の提案ができること、ベンチャー企業の育成についても高い見識を有していることを挙げており、これらの条件を満たす人材を常勤の理事長として選定することは現状において困難であること、また、そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であることから、県外在住者である現理事長が非常勤の理事長として就任していることが説明された。これを受け、平成19年度の報告書では、「理事長が経営責任者として実質的に当法人のマネジメントに関与していくためには、ある程度定期的に理事長が事務所において勤務する必要があるが、当法人の厳しい財務状況については理解しているが、理事長が可能な限り事務所において勤務することができるよう適切な手段を講ずることを期待する」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、現理事長に対しては、定期的に状況報告を行うとともに、重要な情報についてはその都度報告し、また、予算、決算、新規事業など重要な事項については専務理事及び職員が適時上京し、直接、理事長の判断を仰いでいる、との説明があった。

当委員会としては、当法人の人材の確保や財務状況といった現状を踏まえると、非常勤の理事長を選任したことはやむを得ないものと理解できるが、トップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図るために、理事長の常勤化が早期に実現されることを引き続き望むものである。

(2) 資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施

当法人は、平成17年度において、設備投資支援事業をはじめとして20の事業を行っており、また、会計が24の事業に区分されていることにより資金が分散化していることから、平成18年度の報告書では、「事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的に投資し、より効果的な事業を行うこと」を提言していた。

この点について、平成19年度においては、地域産業総合支援事業等に係る5つの会計を一本化したほか、新たに開始した「スタートアップ応援型ファンド運営・助成事業」にこれまでの各種助成事業を集約していた。また、平成20年度においても、「下請かけこみ寺事業」、「青森県津軽地域産業活性化人材養成等事業」及び「地域力連携拠点事業」の新規事業について、既存事業に組み込み、事業会計を増やさないようにしている旨の説明がなされた。

当委員会としては、当法人の果たす機能が多岐にわたるため多くの事業を実施していることは理解しているが、今後も引き続き事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的・重点的に投資し、より効果的な事業を行うことを望むものである。

(3) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

平成19年度は、常勤職員34名中18名が県からの派遣職員であり、県派遣職員は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により派遣期間が限られ、通常3年程度で県に戻ることから、当法人が実施している専門的業務に係るノウハウが蓄積されず、特に設備投資支援事業については、貸付審査、事業のフォローアップ、貸付債権の回収といった一連の企業支援業務が担当職員の短期間での交替により円滑に行われず、このことが貸付債権の延滞増加の要因の一つになっているのではないかと懸念された。このため、設備投資支援事業等に係る専門的なノウハウの蓄積を図り、自立した経営を行うことができるよう、平成19年度の報告書では、

「プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進すること」を提言していた。

平成20年度は、常勤職員31名中18名が県からの派遣職員となっており、所管課では、本提言について、当法人の実施する補助事業、受託事業等に応じて県職員を派遣していること、また、現状の財務状況では、プロパー職員を新たに採用することができないことから、事業量に応じた県派遣職員が必要であるとしている。

確かに、当法人が一定の期間に限り実施する補助事業、受託事業等については、当面は県派遣職員で対応することもやむを得ないとしても、設備投資支援事業等の恒常的な事業については、専門的なノウハウの蓄積を図る必要性が高いことから、プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進することが必要である。

なお、当法人は、厳しい財務状況を踏まえ、平成20年10月から役職員の給与月額2%及び管理職手当3%を削減している。今後は、こうした人件費の見直しにより生じた財源で新たなプロパー職員への置換えを推進するなど、更なる経営努力も必要である。

(4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上

ア 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上

当法人の設備・機械類貸与事業に係る平成18年度末の貸倒引当金について、必要額を全額計上しておらず、その理由として、関係機関から「貸倒引当金必要額を一括計上しなくても違法、不当ではない」という指導を受けたことを挙げているものの、新公益法人会計基準の下では適切でないため、平成19年度の報告書では、「新公益法人会計基準にしたがって適切な貸倒引当金を計上することが必要である」ことを提言していた。

当法人の平成19年度末における設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金の引当状況について確認したところ、貸倒引当金必要額を6億6,203万円と見積もっているが、貸倒引当金は3億3,661万円しか計上されておらず、平成19年度末の引当不足額は3億2,542万円となっている。平成18年度末の引当不足額4億8,262万円からは縮小しているが、依然として適切な引当とはなっていない。

新公益法人会計基準では、「財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない」とされ、また、「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」と規定されていることから、同基準にしたがって適切に対応することが必要である。

また、当法人では、「貸倒引当金必要額を一括計上するための財源がない」ことも理由としているが、貸倒引当金の計上には財源を一切必要としないことから、適切に対応する必要がある。

イ 設備・機械類貸与事業に係る未収債権の発生防止及び回収率の向上

平成18年度においては、平成17年度と比較し、未収債権の発生額が減少したものの、未収債権の回収額も減少し、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いていた。また、平成19年度における設備・機械類貸与事業を担当する職員は、県派遣職員2.5名、プロパー職員3名の計5.5名となっており、貸付から回収まで責任を持って対応することが困難となる状況も懸念された。このため、平成19年度の報告書では、「引き続き、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに債権管理の適正化に向けた体制及び取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努める必要があること」を提言していた。

この点について、当法人からは、大口貸与先や自己査定に基づく要注意先以下の貸与先などを対象として、事後指導等により決算書類を入手しながら経営状況を把握し、経営改善策についてアドバイスなどを行い、未収債権の発生防止に努めていること、また、平成20年度においては、県派遣職員3名、プロパー職員3名の計6名の人員体制で貸与審査、債権回収、自己査定等の業務を遂行できたことについての説明があった。

しかしながら、平成19年度の未収債権の状況は、次のとおりであり、依然として回収額よりも発生額が多く、未収債権の回収が進んでいない。

【平成17年度～平成19年度の未収債権の状況】 (単位：千円)

区分	年度当初未収債権額	左の回収額	発生額	償却額	年度末未収債権額
平成17年度	928,432	57,346	86,194	58,753	898,527
平成18年度	898,527	33,787	68,277	105,903	827,114
平成19年度	827,114	42,410	69,836	72,103	782,437

【設備・機械類貸与事業の貸与件数・金額の状況】 (単位：件、千円、%)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		増加率(19/17) (金額ベース)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
機械金属工業	2	26,300	13	177,945	15	300,385	1,042.0
軽工業	3	11,969	4	46,191	4	43,104	260.1
繊維工業	1	6,016	0	0	2	12,335	105.0
農林水産業	4	39,529	10	81,491	9	92,585	134.2
鉱業	0	0	2	69,200	1	18,000	皆増
その他	13	234,882	36	641,722	38	569,799	142.6
合計	23	318,696	65	1,016,549	69	1,036,208	225.1

当委員会としては、設備・機械類貸与事業は、上表のとおり、平成18年度及び平成19年度において貸付件数・金額ともに大幅に増加しており、また、県内の経済情勢は依然として厳しい状況にあるため、未収債権の発生の増加が懸念されることから、貸与後のフォローアップを確実にを行うための人員体制を更に充実・整備する必要があると考える。また、引き続き、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに、未収債権の回収を確実に進めるための債権回収マニュアル等を整備し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努めるなど、債権管理の適正化に万全を期す必要がある。

(5) 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費の計上

設備貸与事業会計については、決算時に各会計の収支尻をゼロとするために、会計間の人件費の振替えが行われており、その結果、決算書上の各会計で計上されている人件費は実態を適切に表さなくなっているばかりか、会計間の不要な取引の仕訳や資金の授受による事務コストを発生させていることが認められた。また、オーダーメイド型貸工場事業会計については、人件費配賦の基準について一貫性・継続性が見られず、また、業務量からすれば現在はオーダーメイド型貸工場事業は償還業務のみを行っており業務量を反映した適正な配賦基準に従っていないものと認められた。このように、両事業会計における人件費については、実態を適切に表していない計上方法となっていたことから、平成19年度の報告書では、「実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある」ことを提言していた。

当法人では、各事業会計すべてがそれぞれの人件費を賄うための管理費を有しているわけではないので、各事業会計単位で人件費を適正配分し計上することは困難であるが、今後の課題として、県と協議しながら、財政状況を踏まえて検討していきたい、としている。

事業ごとに事務分担が決まっていることから、事業を実施する職員の人件費については、当該事業に係る会計に配賦する必要があり、また、管理費については職員数に応じて配賦するなど、経理規程に明文化し、又は会計処理マニュアル等を制定し、実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある。

(6) 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化

当法人は、本県産業のより一層の活性化を進めていくため、既存産業の活性化とともに新産業や新事業の創出を支援し、本県産業の活性化と活力ある地域づくりに寄与することを目的とし、多岐にわたる事業を実施しているが、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体の持つ情報や専門性を活用することができれば、当法人の事業展開がより効果的なものとなることが期待される。

この点については、平成19年度より、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団と連携し、取り組んでいることが確認されている。

財団法人むつ小川原地域・産業振興財団では、地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として各種助成事業を実施しており、まさに産業振興の観点からすれば、事業展開の方向性は同一であることから、当法人のコーディネーター等を活用し、両法人の実施事業を互いに補完し合うことができるよう引き続き業務連携を強化しつつ、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との統合を一定の視野に入れた検討を進めていただきたい。

2 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 一戸 洋次	県所管部課名	農林水産部 構造政策課	
設立年月日	昭和46年4月13日	出資金	10,200千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	5,100千円	50.0%	
	弘前市	360千円	3.5%	
	つがる市	340千円	3.3%	
	青森市	260千円	2.5%	
	十和田市	260千円	2.5%	
	五所川原市	240千円	2.4%	
	八戸市	220千円	2.2%	
	東北町	200千円	2.0%	
	青森県信用農業協同組合連合会	200千円	2.0%	
	むつ市	180千円	1.8%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	14名	1名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	50名	29名	県派遣14名
業務内容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等			
経営状況 (平成19年度)	経常収益	2,407,657千円	(その他参考)	
	経常費用	2,473,025千円	県からの補助金	739,446千円
	当期経常増減額	65,368千円	県からの無利子借入金	21,481,553千円
	当期一般正味財産増減額	37,355千円	県からの受託事業収入	161,989千円
			県の損失補償	14,939,250千円

2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社(平成15年3月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行

平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において「収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきである」とされ、また、「県行造林への移行にあたっては様々な課題が予想されるので、所管課において、外部有識者を含めた検討委員会を開催して具体的な検討に入る」との提言を受けて県が設置した「青森県分収造林のあり方検討委員会」では、平成19年3月に、分収造林事業の県行造林への移行について最終報告がなされたところである。これを受け、平成19年度の報告書では、「平成17年度に試算された欠損見込額325億円の縮小に努めるべく、県行造林への移行を含むあらゆる方法を検討し、適切に対応する必要がある」とことを提言していた。

この点について、県の分収造林事業を担当する林政課からは、県行造林への移行については、県としては今後の抜本的対策の有力な選択肢の一つとして認識し、現在、県行造林に移行する際の課題について検討しているが、昨年来、滋賀県において、農林漁業金融公庫からの債務の減免について大阪地方裁判所に特定調停の申立てを行っていたことから、こうした他県の林業公社の動向や国の指導等を踏まえながら、県民負担の最小化の視点を持ちつつ県としての方向性を明らかにしていくとの説明があった。また、全国34の府県で構成する「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合（以下、「森林県連合」という。）」が設置を要請していた、森林整備法人等の巨額債務問題に係る国の支援等に関する協議の場については、平成20年11月に、国及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」が設置されたところであるが、林政課からは、この検討会における協議の推移にも注視しているとの説明があった。ただし、今後、森林整備法人等の巨額債務問題に係る協議の場において、拡大造林を推進してきた国の責任の議論と、これを踏まえた支援策などが打ち出される可能性はあるが、今後の議論の行方は不透明であること、また、（社）滋賀県林業公社及び（財）びわ湖造林公社の農林漁業金融公庫債務の減免については厳しい情勢である、とのことでもあった。

分収造林事業の債務問題を巡る動向については、今後の展開が不透明な状況下ではあるが、将来の県民負担を最小のものとするために、引き続きその動向を注視しつつ、森林県連合を通じての取組等に最大限努力していくことが必要である。しかし、一方で、県行造林への移行及び県への債務継承を提言した「青森県分収造林のあり方検討委員会」の最終報告書が提出（平成19年3月）されて1年以上が経過したことを考慮すれば、当委員会としては、分収造林事業を県行造林へ移行した場合における県民負担の状況等と併せ、分収造林事業のあり方について県としての方向性をできるだけ早期に県民に説明すべきであると考えている。

(2) 分収造林事業の欠損見込額縮小に向けた経費削減の徹底及び収入確保対策の推進

当法人の分収造林事業が将来の県民に多大な負担を押しつけるものであってはならず、平成17年度に試算された欠損見込額325億円の縮小に努める必要があることから、平成19年度の報告書では、「人件費のさらなる削減を含む経費削減の徹底及び収入確保対策の推進についてあらゆる方法を検討し、適切に対応する必要がある」とことを提言していた。

この点について、当法人からは、平成20年5月に試算した「長期収支見通し」において、欠損見込額が約275億円となり、平成17年度の欠損見込額に比べ約50億円の縮小が見込まれること、その主な理由として、外材の価格高騰も影響し、国産材の需要が高まり、木材価格が上昇したことが挙げられることの説明があった。

また、収入確保対策として競争入札を導入し間伐材の販売にあたったが、期待した増収には至らなかったこと、その一方で、外国材の輸出抑制策等を背景とした国産材の需要増の動きもある

ことから、低コスト生産手法や市場動向に即した販売方法の検討など、販路拡大に積極的に取り組んでいく旨の説明があった。

当委員会としては、当法人が分収造林事業により整備してきた森林資源は、木材の生産機能に加え、貯水、洪水緩和、土砂崩れの防止、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収など多くの公益的機能を有していることは認識できるが、当法人の分収造林事業が将来の県民に多大な負担を負わせるものであってはならないため、人件費のさらなる削減を含む経費削減の徹底及び収入確保対策の推進について、今後とも積極的に取り組み、最終的な欠損見込額の縮小に引き続き努力することを求めるものである。

(3) 定期的な長期収支試算及び県民に対する情報提供

分収造林事業の長期収支試算については、平成20年5月に、平成19年度決算書の作成と併せて行い、分収林の果たす重要な機能等に関する情報とともに当法人のホームページに掲載し、県民への情報提供を行っていることを確認した。しかし、ホームページに掲載されている情報全般にわたって、説明、解説が必要な専門用語の使用・表現が見受けられるので、県民からより広く理解を得るための分かりやすい表現とする工夫が求められる。

(4) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消

当法人の経営健全化のためには、滞納小作料及び長期保有農地の解消と新規発生防止が課題となっていた。当法人においては、これらの課題に対し、平成19年度から新たな保証金・保証人制度を導入し、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止に努めているとともに、平成18年度に引き続き、債権管理・回収専門員2名と現地駐在員2名を配置したほか、法的手続を5件実施し、滞納小作料及び長期保有農地の解消に努めている。

その結果、平成17年度から平成19年度までにおける滞納小作料及び長期保有農地の状況は、次のとおりとなっており、平成19年度は、滞納小作料及び長期保有農地ともに、新規発生よりも解消が多く、平成18年度に引き続き金額ベースで前年度よりも減少した。

【滞納小作料の状況】

(単位：人、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		損失処理		期末	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成17年度	101	191,216	82	36,459	56	42,017	0	0	95	196,775
平成18年度	95	196,775	75	37,107	47	26,454	4	2,628	88	183,495
平成19年度	88	183,495	76	31,482	38	23,475	2	1,638	79	173,850

滞納小作料の人数について、期中における増減が期末の数字に反映されない理由は、滞納金額に付随する滞納者数をそれぞれ計上しているためである(例えば、滞納者が期中において滞納額の一部でも償還すれば解消人数を1人として計上するが、この場合は期末時点でもなお滞納額が残っているため、期末においても滞納者として計上している。)

【長期保有農地の状況】

(単位：件、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成17年度	35	462,278	8	59,625	17	118,171	44	520,824
平成18年度	44	520,824	13	130,114	5	63,503	36	454,213
平成19年度	36	454,213	15	160,586	2	22,794	23	316,421

農村会計のうち農地保有合理化事業等一般会計については、当期一般正味財産増減額が平成17年度 154,276千円、平成18年度 176,213千円と2年続けて大幅な減少額となったが、先に述べた長期保有農地の解消や一時貸付用地の売却、滞納小作料の回収が進んだことにより、平成19年度は 27,354千円の減少額にとどまっている。ただし、平成23

年度までは、一般正味財産増減額は次のとおりマイナスが続く見込みとなっている。

【今後5年間の一般正味財産増減額の見込み】

(単位：千円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
当期一般正味財産増減額	22,167	2,372	19,168	7,853	3,861
一般正味財産期末残高	112,636	110,264	91,096	83,243	87,104

今後の滞納小作料及び長期保有農地の発生及び解消次第では、将来において一般正味財産がマイナスとなり、農地保有合理化事業の継続に支障を来すおそれも否定できないものの、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び発生防止に関する当法人の取組については、平成19年度の一般正味財産増減額の減少額が縮小するなど、一定の成果が現れてきているものと評価できる。この成果の大きな要因となった国の「農地保有合理化緊急売買促進事業」については、実施期間が平成22年度まで延長されることとなったことから、本事業を積極的に継続活用するほか、リスク回避対策や債権回収対策を引き続き徹底することにより、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び発生防止が促進され、1年でも早い一般正味財産増減額のプラス転換が図られることを期待するものである。

(5) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施

青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、平成18年度及び平成19年度の報告書では、「本事業について一層の周知徹底に努め、より効果的かつ効率的な事業の実施に取り組むこと」を提言していた。

この点について、就農相談活動については、農業雑誌や県内求人誌、公社ホームページ等に就農関連記事を掲載して新規就農の啓発活動に取り組んだほか、これまで首都圏で実施していた就農相談会に加え、平成19年度は県内市町村と連携して各地で開催される農業祭や県内農業高校に出向き就農相談会等を積極的に実施した結果、相談件数等は平成18年度の44件に対し126件と、大幅に増加した。また、無料職業紹介事業については、農業生産法人への就職あっせんによって1件ではあるが初の契約成立を果たすなど、活動の成果が現れてきていることが確認された。

今後とも、本事業について一層の周知徹底に努め、より効果的かつ効率的な事業の実施に取り組んでいただきたい。

3 青森県土地開発公社

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部 監理課	
設立年月日	昭和48年3月31日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	10,000千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	7名	3名	県派遣1名 県OB1名 理事長及び専務理事は青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任
	監事	2名	0名	青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任
	職員数	21名	17名	県派遣2名(青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任)
業務内容	地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う公有地取得事業、内陸工業団地の用に供する一団の土地の造成を行う土地造成事業及び地方公共団体等の委託に基づき土地の取得のあっせん等を行うあっせん等事業			
経営状況 (平成19年度)	事業収益	502,845千円	(その他参考)	
	事業利益	71,591千円	準備金合計	246,750千円
	経常利益	65,605千円	県からの補助金	46,407千円
	当期利益	65,605千円	県からの受託事業収入	74,871千円
			県の債務保証	2,322,923千円

2 沿革

高度経済成長期においては、土地の高騰は深刻な問題であり、地方公共団体が行う公共事業においても用地の取得に事業費の相当部分が費やされるなど、事業の効率が著しく低下していた。

このような状況に対処するため、全国の地方公共団体では将来の公有地となるべき土地を先行取得しておくため、公益法人を設立するようになり、本県においても、昭和45年2月5日、財団法人青森県土地開発公社が設立された。その後、昭和47年10月、必要な土地の先買いに関する制度及び地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等を内容とした「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき昭和48年3月31日に上記財団法人が組織変更して青森県土地開発公社となった。

以来、当法人は、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところである。

なお、平成14年4月1日から当法人、青森県道路公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が統合されるとともに理事長及び専務理事も併任とされ、現在に至っている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 長期的視点に立った当法人のあり方の検討

近年の公共事業の減少等により当法人の業務量は減少しており、当法人の組織体制や業務内容がそのままの状態では、将来にわたって当法人の経営が成り立っていくことは困難であると考えられることから、長期的な視点に立った当法人のあり方の検討の必要性については、以前から提言を行ってきたところである。平成19年度の点検評価において、所管課としては、当法人は県の用地職員の経験・知識不足を補うという県の行う用地取得業務の補完的な役割を果たしており、当法人のあり方の検討については、県の用地取得業務のあり方と合わせて検討する必要があること、また、検討のスケジュールについては、当法人が策定した中期5カ年計画(平成19年度～平成23年度)の推移を詳細に検証する必要があること及び北海道新幹線用地取得業務が平成24年度まで計画されていることから、平成23年度に最終的な方針を出す予定で検討を進めていきたいとのことであったが、当法人においては、平成23年度までに5名が定年退職する予定であり、定年退職者の補充の有無を判断するためには、当法人の組織体制等についての将来の見通しが必要であることから、平成19年度の報告書では、「当法人のあり方については、県の用地取得業務のあり方も含めて検討し、早期に方針を決定するべきである」ことを提言していた。

この点について、所管課としては、県の用地職員が今後減員していく見込みであることから、当法人を県のマンパワー不足を補う手段として有効に活用する方向で検討しており、具体的には、平成23年度を目途に、計画的・段階的に、当法人の業務職員を県の地域県民局へ常駐化するなどの組織体制の見直し等を行うとともに、当法人に委託する県の用地取得業務の割合を現在の3割程度から6割程度に増やすことで当法人の業務量を確保していく予定であることが説明された。また、当法人に委託する県の用地取得業務の割合を増やした場合の当法人の今後の収支見込みについて確認したところ、平成20年度についてはこれまでと状況が変わらないため5,000万円程度の赤字となるが、平成21年度と平成22年度については北海道新幹線用地取得業務の影響によりほぼ収支が均衡し、また、平成23年度以降については当法人に委託する県の用地取得業務の割合を増やすことにより収支が均衡した状態で推移する見込みであることが説明された。

所管課が説明に用いたこの収支見込みについては、県の用地取得業務の全体量が現在と同程度で推移するという見込みに基づいて作成されたものであるが、公共事業の減少は続くものと予想されるため、今後、所管課においては、現在の方針で当法人の経営が成り立っていくかどうかについて、さらに慎重に検討する必要がある。

なお、収支見込みどおりに推移したとしても、当法人の経営が黒字となるわけではないので、当法人においては、県からの受託業務量の増大等に安住することなく、多方面にわたって積極的な営業活動を行ない、業務量の確保に努めていく必要がある。

(2) 青森中核工業団地の分譲の促進

青森中核工業団地造成事業について、共同事業主である独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、旧地域振興整備公団が行っていた工業再配置等業務を平成25年度末まで行うことができるとされている。しかし、平成26年度以降に機構がこの事業を継続できるかどうかは明確ではなく、平成25年度末までに分譲が完了しない場合には、事業全体が県に移管される可能性があることから、平成19年度の報告書では、「今後は、企業に対する優遇制度の周知をより一層強化するなど、平成25年度までの100%分譲に向けて、引き続きあらゆる手段を講ずる必要がある」ことを提言していた。

この点について、青森中核工業団地造成事業を所管する工業振興課からは、分譲を促進するため、県、青森市及び機構が協議会を設置して県内外の企業に対するアンケートや企業訪問、新聞広告によるPRなど様々な企業誘致活動を展開するとともに、平成17年度には、平均25%の分譲価格

引き下げを実施したほか、県、青森市においては企業立地を促進するための補助金等の優遇制度の充実を図るなど、様々な取組を行っていること、また、小区画の需要が高いことから、平成20年度には、大区画を分割して小区画を9区画造成したことなどについて説明がなされた。

当委員会としては、困難な状況の中で、県の工業振興課が青森中核工業団地の分譲等に懸命に取り組んでいることについては理解するものであるが、平成20年9月30日現在の青森中核工業団地の工業専用地域と準工業地域を合わせた分譲等の割合はリースによる立地を含め30.0%（うち分譲21.4%、リース8.6%）にとどまっており、平成25年度末までに青森中核工業団地を完売することは極めて困難な状況であることから、今後は、引き続き青森中核工業団地の分譲等に取り組むと同時に、平成25年度末までに完売できない場合の対処の仕方等について、関係機関と十分に検討しておく必要がある。

4 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 千葉 要	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和51年4月1日	基本財産	3,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		3,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	15名	2名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員数	65名	52名	県OB6名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成19年度)	経常収益	1,486,743千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,312,672千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,035,364千円)	
	経常費用	1,380,955千円		
	当期経常増減額	105,788千円		
	当期一般正味財産増減額	148,988千円		

2 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図ることを目的に、昭和51年4月に、当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社(以下「下水道公社」という。)が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化

当法人については、平成17年度末をもって県職員の派遣を取りやめ平成18年度からはプロパー職員のみによる運営が行われていること、県から補助金等の財政的な支援を受けていないことから、経営の独立民営化が図られているところであり、また、収支の状況も安定しているところであるが、当法人の収入は、その大半を県からの受託事業収入が占めていることから、平成19年度の報告書では、「当法人の経営基盤を安定したものとしていくため、今後も引き続き、市町村や民間

等、業務の対象範囲の拡大に努めていく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、前年度に引き続き、理事長をトップにした営業活動チームを編成し、県内全市町村に対して積極的な営業活動を実施して、業務の対象範囲の拡大に努めており、その結果、県以外からの受託事業収入の受託事業収入全体に占める割合については、平成15年度は22%であったものが平成19年度には36.5%と、中長期的にみると増加していることが説明された。ただし、この割合については、平成17年度以降は増加しておらず、近年、営業活動を積極的に行っても、市町村からの受託事業量が増加しない要因としては、市町村が発注する公共事業量そのものが減少傾向にあることが考えられるとのことであった。

当法人は、営業活動の強化や経費削減のための取組により、平成19年度においても1億5千万円程度の黒字を計上しており、当委員会としては、その取組を評価するものであるが、公共事業が今後も減少していくであろうことを考えると、将来的に現在の県からの受託事業量を維持できる保証はないことから、当法人の経営基盤の安定のためには、やはり、業務の対象範囲を拡大していくことが重要であり、今後も営業活動の強化に努めていただきたい。また、現在は、当法人の技術力が高いという理由から、当法人が多くの県業務を受託しているところであるが、将来的に、民間の技術力が向上し、民間でも県の業務を受託できるようになると、民間と競合することになるので、その場合に備え、常に職員の技術力の向上に努めていくことも必要である。

(2) 新公益法人制度への適切な対応

公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行されることに伴い、現行の社団法人・財団法人は、移行期間が満了する平成25年11月30日までに、登記だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人または公益性についての認定を受ける必要がある公益社団法人・公益財団法人に移行する必要がある。

本年度の点検評価において、当法人の新公益法人制度への対応を確認したところ、現時点では、公益財団法人に移行することを考えており、移行に向けて、新公益法人制度についての情報収集等を行っているとのことであった。

現行の財団法人が新公益法人制度の公益財団法人へ移行するためには、公益目的事業比率が50%以上であること等の認定基準により、公益性についての認定を受ける必要があるが、現在、当法人が行っている事業は、その大半が収益事業(平成20年度の収益事業比率98.6%)であることから、当委員会としては、当法人の業務内容が現状のままでは、当法人が公益性についての認定を受けることは極めて困難であると考え。したがって、今後、当法人においては、新公益法人制度の公益財団法人へ移行する場合を想定して新公益法人制度についての情報収集を行うと同時に、一般財団法人や株式会社へ移行する場合も想定して対応を十分に検討しておく必要がある。

5 青森県道路公社

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部 道路課
設立年月日	昭和50年4月1日	出資金	8,235,500千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	8,235,500千円	100.0%
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	3 名	2 名
	監 事	2 名	0 名
	職員数	19名	11名
			備 考
			県派遣1名 県OB1名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任
			青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任
			県派遣3名(うち2名は青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任)
業 務 内 容	「みちのく有料道路」、「青森空港有料道路」、「第二みちのく有料道路」の管理運営等		
経営状況 (平成19年度)	当期収益	1,874,829千円	(その他参考) 県からの無利子借入 1,831,793千円 県の債務保証・損失補償 14,673,057千円
	(うち業務収入)	1,865,657千円	
	当期費用	1,872,513千円	
	(うち償還準備金繰入額)	887,662千円	
	当期利益	2,316千円	
	償還準備金繰入額は、道路事業における当期利益である。		

2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和49年度から建設され、更に、むつ小川原開発の進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、巨額の資金を投入して道路を短期間に整備する必要があったが、従来の公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用して短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和50年4月に設立され、みちのく有料道路(昭和55年供用開始)、青森中央大橋有料道路(昭和61年供用開始)、青森空港有料道路(昭和62年供用開始)、第二みちのく有料道路(平成4年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成18年3月31日に料金徴収期間が終了し、平成18年4月1日から無料開放されたため、現在は残る3つの有料道路の管理運営等を行っている。

また、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が統合されるとともに、理事長及び専務理事も併任とされ、現在に至っている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 中期経営プランの見直しの検討

当法人が管理運営する有料道路の利用台数及び料金収入は建設当初の計画を大幅に下回っており、料金収入で回収することとなっている建設費に係る長期債務については、料金徴収期間内での返済が困難な状況になっている。当法人においては、債務削減のための取組として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「中期経営プラン」(以下「プラン」という。)を策定したところであるが、平成17年度、平成18年度とも、料金収入はプランを下回る状況が続いていたことから、平成19年度の報告書では、「経費の大幅な削減によりプランに掲げる収支差は確保されているものの、料金収入はプランの93.2%にとどまっていることから、今後は、経費の削減に引き続き努めるとともに、収入の確保については更なる取組を検討する必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、経費の削減については、前年度に引き続き、参加申込型指名競争入札の対象工事の設計下限額を試行的に引き下げて対象工事の範囲を拡大するとともに維持工事についても必要最小限の補修にとどめるなどの取組を行ったこと、平成19年度からは、役職員の給与等の削減率を引き上げ5~9%としたことが説明され、また、収入の確保については、前年度に引き続き、有料道路回数券の販売促進に努めたことに加え、平成19年度には、空きのあった中央大橋駐車場の料金を引き下げて利用率の向上を図ったこと、平成20年度には、青森空港有料道路において、有料道路の一部を無料で通行している市道迂回車両に対して料金の支払いを呼びかける看板を設置したことが説明された。

今年度の点検評価において、平成19年度の当法人の収支の状況を確認したところ、道路料金収入はプランの90%であり、道路の維持管理費をはじめとする経費の大幅な削減により、プランに掲げる収支差を確保しているという状況であったが、当委員会としては、道路料金収入の不足を経費の削減で補うという構図がプランの初年度に当たる平成17年度から続いていること、道路料金収入は年々減少しており今後増加していくことは考えにくい情勢にあることから、当法人においてプランの見直しを検討する必要があると考えるものである。

なお、みちのく有料道路については、平成22年11月に料金徴収期間が終了する予定であることから、料金徴収期間終了時における残債務の処理方法を早期に検討し、県民の理解を得ながら対応していく必要がある。

(2) 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保

当法人においては、道路の維持管理費をはじめとする経費の大幅な削減により、プランに掲げる収支差を確保するという状況が続いていたことから、平成19年度の報告書では、「維持管理費の削減にあたっては、今後も道路の安全性及び利便性の維持・確保に十分に留意していく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、維持管理費の削減の方法として、道路についてはできる限り部分補修等の必要最小限の維持補修方法によることとしていること、受配電設備については既設備の耐用年数を最大限活用して更新することとしていることなどが説明され、また、有料道路の安全性及び利便性を維持・確保していくための取組として、みちのく有料道路において平成19年12月に携帯電話が通話可能となったことにあわせ電話使用場所の表示案内板を設置したことや、居眠り事故防止に効果のある凸凹中心線の増強を実施していることなどが説明された。

当法人においても認識しているとおり、現在のような維持管理費の削減方法においては、道路の

短期的な延命化を図るための維持・補修工事はできるとしても、長期的な延命化を図るための予防保全には着手できない。

当委員会としては、当法人が経費の削減に取り組んでいる点については、一定の評価をするものであるが、現在のような維持管理費の削減方法を将来にわたって続けていくことはできないと考えられることから、今後は、道路の長期的な延命化を図るための予防保全の観点から踏まえて計画的に維持・補修工事等を実施する必要があると考えるものであり、この点についてもプランの見直しの際に検討していただきたい。また、当然のことではあるが、経費の削減によって道路の安全性が損なわれることは決してあってはならないことであり、当法人が管理する道路の安全性及び利便性の維持・確保については、引き続き適切に対応していくよう求めるものである。

(3) 有料道路の料金徴収員による着服事件にかかる再発防止策の徹底

今年度の点検評価においては、平成20年8月に当法人が記者発表したみちのく有料道路の料金徴収員による料金の着服事件について、以下のとおり、事実関係の説明、当法人が定めた再発防止策の報告がなされたところである。

< 事実関係 >

みちのく有料道路の料金徴収業務については、民間会社に業務を委託し実施しているところであるが、着服を行った料金徴収員(委託会社の社員)は、平成20年7月6日、大型車() (大型バス)で通行した利用者から正規の料金(2,940円)を受け取った際、回数券を販売したときに発行する領収書を利用して偽造した領収書を発行し、料金収受機を不正に操作して大型車() (料金1,260円)が通行したように見せかけ、大型車()の回数券を補填して、受け取った現金を着服した。この時、偽造した領収書には、大型車()の正規の料金(2,940円)を記載するはずであったが、当該徴収員がうっかり誤って大型車()の料金(1,260円)を記載したことから、利用したバス会社の担当者のチェックによって事件が発覚したものである。

当法人では、7月9日に委託会社から報告を受け、当該徴収員からの事実確認及び監視カメラ映像の確認調査等を行ったところであるが、その結果、当該徴収員は同様の手口を平成18年7月から繰り返していたことが判明し、また、通行料金の不足額の累計は1,417,110円であると判断されたものである。この調査結果を受け、委託会社から当法人に対して、8月21日に、その金額に遅延利息を加えた合計額1,509,267円が入金された。

当法人においては、委託会社に対し、今後このような不祥事が発生しないよう文書で厳重注意するとともに、次のとおり、再発防止策を定めたものである。

< 再発防止策 >

- ・ 料金徴収業務に関わる社員教育の指導の強化
- ・ 領収書の改善等、管理の強化
- ・ 料金徴収ブースに新たに監視カメラを設置し、既設の強行突破車両用監視カメラを併用し活用することによる監視強化
- ・ 業務に必要なもの以外をブースに持ち込まないようチェックを徹底する

当法人としては、この事件を真摯に受け止め、今後、委託会社に対する指導・監督の強化を図っていくとのことであるが、この種の事件は、事件が当法人の内部統制の問題に起因するものではなく、着服を行った委託会社の社員個人の犯罪とはいえ、利用者、県民からみれば、当法人が管理する有料道路で起こった事件であることに変わりはなく、当法人自体に対する信頼を揺るがしかねない事件であることから、再発防止策を徹底していく必要がある。

6 財団法人青森県フェリー埠頭公社

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 倉内 一長	県所管部課名	県土整備部 港湾空港課
設立年月日	昭和47年12月7日	基本財産	20,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	20,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	7名	2名
	監事	1名	0名
	職員	11名	9名
備考			県OB1名
			県OB2名
業務内容	フェリー埠頭の建設、改良、維持及び修繕、事務所、店舗、福利厚生施設その他の建設及び管理等		
経営状況 (平成19年度)	当期収入	833,779千円	(その他参考)
	当期支出	636,633千円	県からの無利子借入金 652,324千円
	当期純利益	197,146千円	

2 沿革

昭和40年代において、フェリーの需要は急増の傾向にあり、また、船舶航行の安全対策、背後地の交通混雑緩和、騒音防止、港全体の効率的な利用という面からもフェリー専用埠頭を緊急に整備する必要があった。

フェリー埠頭は、その運用形態はもとより、安全性やサービス面において特殊性を有し、埠頭の運営に当たっては、企業的手法が必要とされるため、昭和47年12月に、青森県が2千万円を出捐し、当法人が設立された。

その後、昭和49年に青森港フェリー埠頭が、昭和57年八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供用開始された。

3 課題と点検評価

当法人については、東日本フェリー株式会社のフェリー運航事業からの撤退に伴う当法人への影響を中心に点検評価を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 東日本フェリー株式会社の事業撤退による当法人の経営の抜本的な見直し

ア 東日本フェリー株式会社の事業撤退による当法人への影響

当法人の青森港に係る平成19年度棧橋等賃貸料収入の約8割を占める東日本フェリー株式会社が、燃料費高騰の影響及び旅客数の伸び悩みにより、今年度の赤字が合計で約50億円となる見込みであることを理由に、

- ・フェリー事業(青森～函館、青森～室蘭、大間～函館の3航路)は平成20年11月末日をもって撤退すること
- ・高速フェリーは11月1日より運休すること
- ・在来フェリーについては、東日本フェリー株式会社のグループ会社である道南自動車フェ

リー株式会社に3航路を継承し、大間～函館、青森～室蘭の2航路については関係団体への支援を前提に存続することについて、平成20年9月8日に表明した。

青森港を利用する4船会社の棧橋等賃貸料は、現在の契約ではその利用するトン数に応じて棧橋等賃貸料の総額を按分して支払う仕組みとなっており、東日本フェリー株式会社の事業撤退により就航便数、利用トン数が減少したとしても、東日本フェリー株式会社が負担していた分を、残る3各船会社がその利用トン数に応じて増額負担することとなるため、当法人としての棧橋等賃貸料収入総額は原則として変わらないこととなる。

しかし、平成20年10月14日に、道南自動車フェリー株式会社が東日本フェリー株式会社から継承した3航路のうち、青森～室蘭航路の運航については断念したことが正式に表明されたこと、東日本フェリー株式会社を除く3船会社においても燃料費高騰により経営が非常に厳しいことから、今年度当初より当法人に対し棧橋等賃貸料の減額要請を行っていること、また、東日本フェリー株式会社の青森港に係る棧橋等賃貸料がその総額の約8割にも及ぶことを考慮すると、当法人がこれまでの棧橋等賃貸料総額を確保することは極めて困難であるものと思われる。そのため、東日本フェリー株式会社のフェリー運航事業からの撤退による当法人への影響は、非常に大きなものと言える。

イ 現状における検討課題

当法人からは、東日本フェリー株式会社の事業撤退により、平成21年度以降の棧橋等賃貸料に係る東日本フェリー株式会社を除く3船会社との協議において、各船会社の理解が得られるよう、当法人としての新たな事態を踏まえた経営の合理化、経費の節減等について徹底的な見直しを進めたい、との説明があった。

東日本フェリー株式会社との事業撤退に関連した今後の取扱いについての協議及び各船会社との棧橋等賃貸料に関連した具体的な協議は、当法人に対するヒアリングの時点では開始されていなかったため、当法人の収支見通しを基にした点検評価を実施することはできなかったが、現状における検討課題として、以下の事項について対応を整理する必要がある。

(ア) 東日本フェリー株式会社のために当法人が整備した施設に係る経費の取扱い

東日本フェリー株式会社を利用するために当法人が平成8年度に実施した第1バース埠頭施設改造工事及び平成19年度に実施した高速船2隻の導入に対応した可動橋の改造工事に要した経費については、今後19年間で東日本フェリー株式会社により全額償還(未償還額約11億円)されることとなっているので、確実な償還を強く求めていく必要があること。

(イ) 3船会社との平成21年度以降の棧橋等賃貸料の契約

棧橋等賃貸料については、東日本フェリー株式会社を除く3船会社と平成21年度から5年間の新たな契約を締結することとなるが、棧橋等賃貸料の設定にあたっては、各船会社の非常に厳しい経営環境を踏まえた当法人としての対応方針を定める必要があること。

(ウ) 高速フェリー専用ターミナルの取扱い

高速フェリー専用ターミナルについては、東日本フェリー株式会社が約定に従い解体・撤去し、第1バース埠頭を原状復帰のうえ当法人に引き渡すこととなるが、当該ターミナルビルを在来フェリー用へ転用し、引き続き利用したい意向が船会社から示された場合は、今後の対応について慎重に検討する必要があること。

ウ 今後の適切な対応

いずれにしても、当法人の経営については、少なくとも先に述べた課題について対応を整理した上で、最大限の経費削減策など全面的な見直しに着手せざるを得ない。その際、様々な事態を想定した複数のシミュレーションに基づく収支見通しを早急に策定し、対応を個別に検討

する必要がある。

既に述べたように、当法人が将来にわたって経営を持続していくためには、各船会社の経営の安定が必要であるが、各船会社は、輸送量の減少、燃料費の高騰等に加え、平成21年度以降は、東日本フェリー株式会社のフェリー運航事業からの撤退に伴い棧橋等賃貸料の負担が増加する可能性もあるなど、非常に厳しい経営を強いられることとなる。したがって、当法人としては、(2)で述べるとおり、引き続き各船会社とともにフェリーの利用促進に努めることはもちろんではあるが、平成21年度以降の新たな棧橋等賃貸料については、各船会社の経営状況を勘案すれば、東日本フェリー株式会社の減額分を残る3船会社で負担することは極めて困難と考えられるため、収入の大幅な減少を前提とし、かつ、最大限の経費削減策を織り込んだ中長期的な当法人の経営計画を策定し、抜本的な経営の見直しに危機感を持って取り組む必要がある。

(2) フェリーの利用促進

当法人の経営は、各船会社からの棧橋等賃貸料収入が大部分を占めており、当法人が将来にわたって安定した経営を営んでいくためには、各船会社の経営の安定が必要である。しかし、各船会社は、近年、輸送量の減少、石油価格の高騰等により、厳しい経営を強いられていることから、平成19年度の報告書では、「引き続き船会社とともにフェリーの利用促進に努めるとともに、船会社の棧橋等賃貸料の減額要求に備えて、引き続き経営の合理化を推進していく必要がある」ことを提言していた。

本提言についての取組状況は、次のとおりである。

ア 経営合理化の推進

平成19年度は、職員数削減、入札制度の活用等により、平成18年度実績と比較し、人件費で約592万円、修繕費で約100万円の削減をしている。

イ フェリーの利用促進

【平成19年度のフェリー輸送実績】(高速船は、平成19年9月より就航した1隻の実績である。)(単位:台、人)

区分	トラック	乗用車	バス	旅客
青森港 (対前年比)	278,291 (99%)	132,652 (98%)	1,328 (85%)	756,946 (106%)
(うち高速船)	6,795	25,616	252	161,415
八戸港 (対前年比)	132,431 (102%)	48,856 (94%)	676 (93%)	295,070 (99%)

平成20年度においては、2隻の高速船の広報を含むリーフレットを作成し、県内外の「道の駅」に配布したほか、イベント活動助成(県内観光団体等が北海道でイベント活動する際のフェリー航送料、パンフレット作成費等の助成)、青函交流・連携活動支援助成金交付事業を活用した「青函の魅力再発見ツアー」事業(「青函地域に居住する親子が高速フェリーを利用して青函圏域を巡り、地元住民との交流を深める」、というテーマに沿った事業)を行っている。

フェリー輸送実績については、原油価格高騰等が伸び悩みの背景にあるものとは思われるが、前年度を下回った要因について分析の上、各船会社の経営安定につながるフェリー利用の促進策について、引き続き、各船会社及び関係機関と連携して、より強力に進める必要がある。

7 青森県住宅供給公社

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部 建築住宅課	
設立年月日	昭和41年3月31日	資本金	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		5,500千円	55.0%
	青森市		1,300千円	13.0%
	八戸市		1,000千円	10.0%
	弘前市		900千円	9.0%
	五所川原市		500千円	5.0%
	黒石市		200千円	2.0%
	十和田市		200千円	2.0%
	三沢市		200千円	2.0%
	むつ市		200千円	2.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	11名	2名	県派遣1名 県OB1名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任
	監事	2名	0名	青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任
	職員数	20名	15名	県派遣3名(うち2名が青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任)
業務内容	宅地分譲、賃貸住宅管理及び青森地区における県営住宅管理受託業務等			
経営状況 (平成19年度)	事業収益	605,529千円	(その他参考)	
	事業利益	31,349千円	県からの受託事業収入	74,266千円
	経常利益	102,103千円	(県営住宅維持管理に係るもの)	
	当期純利益	89,309千円		

2 沿革

昭和40年当時、住宅事情は宅地価格の高騰により住宅の建設費が増大し、中堅所得者階層の勤労者にとっては、持ち家を取得することが困難となっていた。このような状況のもと、国は住宅を必要とする人たちの住宅取得を容易にするため、昭和40年6月に地方住宅供給公社法を制定し、地方住宅供給公社制度が創設された。

当法人は、昭和33年に財団法人青森県住宅協会として発足したものであるが、制定された地方住宅供給公社法に基づき昭和41年3月31日に青森県住宅供給公社に組織変更したものである。設立以来、当法人は、分譲住宅事業及び宅地分譲事業等を通じ、住宅を必要とする県民に居住環境の良好な住宅や宅地を供給し、県民の生活安定と社会福祉の増進に寄与してきたところであるが、近年の当法人を取り巻く社会経済環境の変化から、「持ち家」を促進するという設立時の役割は薄らいだこと

から、平成16年3月、公社解散に係る基本方針（「地方住宅供給公社法改正の動向を注視しつつ、出資団体・事業実施団体とも協議しながら、平成20年度を目途に解散する方向で事業の整理を進める」）が当法人の理事会において承認され、平成16年12月策定の青森県行政改革大綱においても青森県住宅供給公社の廃止が明記されたところである。

その後、平成17年6月の地方住宅供給公社法の改正により公社自主解散規定が整備されたことを受けて、当法人は「住宅供給公社解散業務整理計画」を策定し、解散に向けて取組を進めてきたところであるが、今般、平成20年10月15日に行われた理事会において、当法人の平成20年度末の解散が正式に同意されたところである。また、同理事会においては、「青森県住宅供給公社の解散及び清算終了に係る諸課題の処理方針」（以下「諸課題の処理方針」という。）を承認し、当法人は、現在、解散に向けて諸課題の処理に取り組んでいるところである。

なお、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県道路公社の管理部門が統合されるとともに理事長及び専務理事も併任とされ、現在に至っている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

（1）保有土地の着実な売却の推進

当法人は平成20年度末で解散する予定となっており、解散に向けて土地資産の売却に努めているところであるが、平成19年度の点検評価時点において、解散時に当法人が所有すると見込まれる土地資産は、面積で約17万5千㎡、簿価で約22億6千万円となっており、売却を進める必要があるものと認められたことから、平成19年度の報告書では、「引き続き解散までの間に着実に売却を推進していく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、戸建住宅用地については、平成18年度に5団地、平成19年度に4団地において分譲価格の引き下げを行ったほか、平成19年度に「複数区画宅地分譲制度」等の新たな割引制度を実施し、その他の土地については、価格等の条件を十分検討した上で、一般競争入札に付するなどして、保有土地の売却の推進に努めていることが説明された。

今後、当法人の解散までに残された期間はわずかであるが、その間に少しでも多くの土地資産を売却できるよう、引き続き取り組んでいただきたい。

なお、解散時に当法人が所有する土地資産については、諸課題の処理方針において、当法人の解散後の業務を引き継ぐ清算法人（職員5名程度。以下「清算法人」という。）が引き続き売却していくこととされたところである。

（2）残余財産の処理

残余財産とは、解散時における現金預金及び売れ残った土地等のことであり、基本的に出資団体（県及び8市）に分配されることになる。当法人の残余財産の処理については、出資団体以外の市や町（以下「関係団体」という。）に所在する土地が売れ残った場合の取扱い等の課題があり、当法人においては、平成19年5月に「青森県住宅供給公社出資団体等協議会」を設置して、残余財産の処理方針案を協議していたところであるが、当法人の解散の時期が平成20年度末に迫っていることから、平成19年度の報告書では、「残余財産の処理方針についてはできる限り早期に策定し、出資団体及び関係団体の合意を得る必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、平成20年10月15日に行われた理事会において、諸課題の処理方針が承認されたことが説明された。残余財産に係る諸課題の処理方針の主な内容は、以下のとおりである。

残余財産の分配は2回に分けて行い、出資の額に応じて分配すること。

1回目は、解散後の債務弁済後とし、清算法人の運営費等の必要経費を除いた現金を分配すること。

2 回目は、清算終了時とし、清算期間（3 年を目途）の土地売却収入等の現金を分配すること。

清算法人で処分後、なお残った土地の処理については、土地が所在する市町に譲与すること。今後は、今回承認された諸課題の処理方針に沿って、残余財産の処理が円滑に行われるよう取り組んでいただきたい。

（3）プロパー職員の処遇に係る連携した取組

平成 19 年度の点検評価時点において、解散時に在籍すると想定されるプロパー職員は、全員が、清算法人や他の公社等への再就職を希望していたことから、平成 19 年度の報告書では、「解散時に在籍するプロパー職員の処遇については、当法人が県及び他公社等と十分に協議し、早期に再就職の見通しを立てる必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、これまでの取組の結果、早期勧奨退職者制度により退職した職員が 2 名、研修派遣先の公社等に採用された職員が 5 名となっていること、また、解散時に在籍すると想定されるプロパー職員 8 名については、職員の希望に添って、全員が、清算法人や他の公社等に再就職できるよう、県及び他公社等との協議を継続していることが説明された。

プロパー職員の処遇については、今回承認された諸課題の処理方針において、「県を始めとする出資団体の協力を得ながら、解散時に在籍する職員 8 人全員の再就職先を確保することとする」とされたところであり、希望する職員全員の再就職が実現されるよう、引き続き取り組んでいただきたい。

8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 山崎 奉戴	県所管部課名	エネルギー総合対策局 原子力立地対策課
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	17名	1名
	監事	3名	0名
	職員数	4名	3名
			県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等		
経営状況 (平成19年度)	当期収入 6,172,146千円 当期支出 6,139,058千円 (うち事業費 824,089千円) 当期収支差額 33,088千円 当期正味財産増減額 82,938千円	(その他参考) 収入及び支出の中には、運用財産としている短期借入金収入(利息は日本原燃(株)が負担)及びその返済のための短期借入金返済支出の5,000,000千円がそれぞれ含まれている。	

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの寄付金)、借入金50億円(利息は日本原燃(株)負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 事業の選択と助成の集中の推進

当法人が実施している「地域・産業振興プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)については、平成19年度実施事業から、助成事業の件数を絞り込み、助成金額の上限(200万円)を廃止して、より効果が期待できると考えられる事業に重点的に助成を行うこととしたところであるが、より効果的な助成事業の実施のためには、事業の選択と助成の集中を進めるとともに助成事業の成果を検証していくことが重要と考えられたことから、平成19年度の報告書では、「今後は、各助成事業の実績把握及び成果の検証を十分に行い、より効果的な助成事業の実

施に努めていく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、平成19年度はプロジェクト支援事業の助成事業の件数を絞り込み、「雇用の確保」及び「起業化」に結び付くと期待される事業に対して重点的に助成を行ったこと、これに伴い、イベント事業及びこれまで長期にわたり支援してきた事業について、外部委員会であるプロジェクト支援事業検討委員会の意見も踏まえ、相当数の支援を見送ったことが説明された。また、各助成事業の実績把握については、実績報告書に経費の詳細を記載させるとともに領収書等や写真の添付を義務付けて確認していること、成果の検証については、主に産業振興のウエイトが高く、平成18年度までの助成金額の上限である200万円を超える助成を行った事業を中心に、中間時点において、現地調査を実施するなど、進捗状況の把握に努め、必要な助言を行っていること、さらに、過去に実施した事業についても、効果等を検証し、効果が低いと認められる場合には原因の洗い出しや効果を高めるための助言を行うこととしていることについて説明がなされた。

当委員会としては、このような当法人の取組を評価するものであり、今後も引き続き、事業の選択と助成の集中を進めることを望むものである。また、事業の選択と助成の集中を進めるにあたっては、申請しても採択されない事業が増えていくことも考えられるので、事業の審査基準を明確にするとともに審査過程を透明化することにより、審査の公平性を示す必要がある。

(2) 他団体との協調・連携

当委員会においては、当法人が助成を行うにあたって、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体が持つ情報や専門性を活用して、助成事業に対して一貫した支援を各段階において行うことができれば、当該助成事業を確実にステップアップさせていくことが可能となるのではないかと期待されることから、「他団体との協調・連携の必要性」について提言を行ってきたところである。平成19年度の点検評価において、当法人においては、財団法人21あおもり産業総合支援センター及び県の地域県民局との連携を図っていることが確認されたが、さらに連携の幅を広げることが望ましいと判断されたことから、平成19年度の報告書では、「今後は、連携の幅を広げ、産学界とも情報交換を積極的に行うとともに、関係組織・団体との連絡会議の設置等についても引き続き検討する必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、これまでの取組に加えて、産学連携に取り組んでいる県内の各大学及び県の農林総合研究センターにおいてプロジェクト支援事業の説明を行い、協調・連携の可能性を探っていることが説明された。

他団体との協調・連携については、対象を広げることにより、幅広い分野における助成事業の掘り起こしが期待されることから、今後も取組を進める必要がある。

(3) 当法人のあり方の検討

当法人の組織体制は、常勤役員である理事長及び常勤職員3名(うち県派遣職員2名)のみであることから、平成19年度の報告書では、「当法人がより効果的な助成事業を実施していくためには、助成事業の掘り起こし、助成事業実施期間中のフォローアップ、助成成果の検証を十分に実施することが必要と考えるが、当法人のみでそれらを十分に実施することは困難であると思われるので、当法人のあり方については、他団体との統合を一定の視野に入れ、引き続き所管課及び関係団体と検討を進めていく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、財団法人21あおもり産業総合支援センターとのプロパー職員の人事交流を平成19年度に試行的に行ったこと、当法人のあり方については、新公益法人制度の施行も踏まえ、引き続き検討を進めていくことについて説明がなされた。

今後は、当法人がより効果的な助成事業を実施していくためにはどのような体制が望ましいのかについて、検討を進める必要がある。特に、財団法人21あおもり産業総合支援センターに関しては、産業振興の事業を行っているという点では、当法人と方向性が同一であることから、当法人の

あり方については、両法人の実施事業を互いに補完し合うことができるよう業務連携を進めつつ、財団法人21あおもり産業総合支援センターとの統合を一定の視野に入れ、引き続き所管課及び関係団体と検討を進めていく必要がある。

(4) 財産運用に係る体制の整備

当法人の経営は、そのほとんどが運用財産(100億円)の利息収入並びに電気事業連合会及び日本原燃(株)からの寄付金により行われており、当法人は、事業及び法人運営に必要な財源を確保するため、金利変動の傾向を考慮しながら、基金を運用している長期国債の集約化や買換、定期預金の入札による切替を行うなど、運用財産の効率的な運用に努めてきたところであるが、平成19年度の点検評価において、国債買換の具体的な決定方法について確認したところ、当法人では資金運用に係る規程が整備されておらず、大手証券会社からのアドバイスを受けながら理事長と事務局長が協議し、買換を行う額やタイミングを判断して決定していることが確認され、財産運用に係る体制の整備が必要と認められたことから、平成19年度の報告書では、「体制の整備にあたっては、理事長(資産管理責任者)及び理事会の運用責任と権限、運用計画・運用実績等の報告に係る運用手続等を内容とする運用管理規程を速やかに整備するとともに、運用委員会の設置、専門家への運用の委託などについても検討する必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、当委員会の提言を受けて、平成20年3月に「資金運用管理規程」を整備したこと、しかしながら、当該規程中にある「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分については、未だ検討段階にあることが説明された。

当委員会としては、当法人が規程を速やかに整備した点については評価するものであるが、整備した規程の内容が、資金運用にあたっては元本回収の確実性の確保等を基本原則とすることや、資金運用は預金及び有価証券(国債及び地方債)によって行うこと、有価証券(国債及び地方債)は満期償還日までの保有を原則とすることなど、最低限の部分のみを定めた非常に大まかなものとなっており、また、当該規程中にある「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分が定まっていないことから、当法人の財産運用に係る体制の整備については、まだ不十分な状況にあると考えるものである。今後は、「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分について早期に決定するとともに、必要に応じて当該規程の内容についての見直しを行うなど、当該規程を実効性あるものとし、財産運用に係る体制の整備に努める必要がある。

9 株式会社青森データシステム

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	代表取締役 間山 克子	県所管部課名	商工労働部 労政・能力開発課	
設立年月日	平成7年9月28日	資本金	50,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	(株)みちのく計画		20,500千円	41.0%
	青森県		17,500千円	35.0%
	青森市		4,500千円	9.0%
	青森ガス(株)		2,500千円	5.0%
	(株)青森銀行		2,500千円	5.0%
	(株)みちのく銀行		2,500千円	5.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	取締役	6名	3名	
	監査役	2名	0名	
	社員数	19名	15名	
業務内容	コンピュータによる地図情報処理及びデータ入力業務並びに測量データの図化業務等			
経営状況 (平成19年度)	営業収益	151,916千円	(その他参考)	
	営業利益	24,235千円	累積欠損金	39,033千円
	経常利益	21,449千円		
	当期純利益	21,660千円		

2 沿革

株式会社みちのく計画が、社会参加による社会的責任を果たすべく、ノーマライゼーションの理念に賛同し、自社業務における障害者雇用機会の場として、第三セクター方式による当法人の設立を青森県及び青森市に働きかけを行い、その他民間会社の協力も得て、本県における重度障害者多数雇用モデル企業(以下「モデル企業」という。)として、平成7年9月に設立され、設立後、業務運営体制等の整備を経て、平成9年4月1日から職員総数26名、うち障害者雇用数11名体制で操業を開始している。

操業以降、平成13年度までの数年間は、親企業である株式会社みちのく計画(以下「親企業」という。)との連携のもと、地図情報処理という時宜を得た事業を展開することにより、経営も順調に推移していたが、平成14年度に大型受注の取消等により資本金を超過した損失(約5,850万円)が発生し、その後も経営が安定しない状況が続いている。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) モデル企業としての役割を追求していくための経営の抜本的な見直し

平成14年度に資本金を超過した損失が発生した後、当法人が本県におけるモデル企業としてそ

の役割を果たしていくためには、当法人の経営の安定が重要課題となっていたが、当法人の経営状況は、平成17年度に約650万円の赤字を計上するなど、不安定なものと認められたことから、平成18年度の報告書では、「当法人は、地理空間情報の活用が進展していく過程の中で、関係機関への働きかけや社員のスキルアップに努め、ビジネスチャンスを具体化して経営基盤を強化していくとともに、障害者の雇用の促進を図り、今後ともモデル企業としての役割を果たしていくこと」を提言していた。

当法人は株式会社であることから、いうまでもなく、その活動によって利益を追求する必要があり、県が出資する障害者雇用のモデル企業として障害者の雇用の促進を図り、その役割を果たしていくためにも、当法人の経営の安定は不可欠であるが、今年度の点検評価において、その後の当法人の経営状況を確認したところ、平成18年度は約151万円の黒字、平成19年度は2,166万円の赤字となっており、不安定な経営状況が続いているものと認められた。また、当法人は、地図情報関連事業における厳しい価格競争や受注の伸び悩みなどを背景に、やむなく人員の整理を行っており、平成20年7月現在では職員総数16名、うち障害者雇用数7名と、ピーク時(平成13年度、職員総数48名、うち障害者雇用数21名)の3分の1の体制となっていることについても確認したところである。

平成19年度に多額の赤字を計上することとなった原因について、当法人からは、受注した業務の一部が高度な技術を要する内容であり、業務量や納期等を考えると、当法人だけでは対応が難しくその業務を外注せざるを得なくなったことから、外注加工費が予想外に膨らんだことが要因であるとの説明がなされたところであるが、しっかりとした見通しも無しに自社内で対応できない業務を受注し、赤字を計上するなどということは、通常の経営では考えられないことである。この対応策として、当法人においては、営業専門であった営業部長のポストを廃止して、収入・支出両面の改善を目的に、平成20年6月から、営業と業務管理を総合的に統括する統括部長のポストを設けたということであるが、平成14年度以降、当法人において不安定な経営状況が続いていることを考慮すれば、当法人の経営の安定を図るためには、そのような対症療法的な体制の整備だけでなく、経営の抜本的な見直しを行う必要がある。

(2) 障害者のための職場環境の整備

当法人は、障害者の雇用の促進を目的として第三セクター方式により設立されたモデル企業であることから、平成18年度の報告書では、「モデル企業として障害者雇用の定着を図ることはもちろんであるが、その障害者が健常者と特別に区別されることなく働ける職場環境を充実させることも重要なので、技術進歩や社会的要求の変化に対応した改良・改善を加えるなど、職場環境の整備に努めること」を提言していた。

この点について、当法人からは、職員が障害者であるか健常者であるかにかかわらず、職員一人一人の人間性、人格を尊重した適材適所による配置、職員の能力を最大限発揮できるパソコン操作環境の工夫・改善に継続的に努めていることが説明されたところであり、当委員会としては、その取組を評価するものである。前述したとおり、当法人は厳しい経営状況にあるが、当法人の設立目的を踏まえ、今後も引き続き、障害者のための職場環境の整備を進めるよう望むものである。

10 社団法人青森県畜産協会

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	会長 渡部 毅	県所管部課名	農林水産部 畜産課
設立年月日	昭和49年2月8日	基本財産	83,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	25,000千円	30.1%
	上十三地区家畜衛生推進協議会	21,890千円	26.4%
	津軽地方家畜衛生推進協議会	13,400千円	16.1%
	全国農業協同組合連合会青森県本部	7,000千円	8.4%
	青森県獣医師会	5,000千円	6.0%
	三八畜産衛生協議会	4,800千円	5.8%
	むつ地区家畜衛生推進協議会	2,250千円	2.7%
	青森信用農業協同組合連合会	2,000千円	2.4%
	東青地区家畜衛生推進協議会	1,400千円	1.7%
	青森県農業共済組合連合会	100千円	0.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	15名	1名
	監事	2名	0名
	職員	11名	9名
備考	県OB1名		
業務内容	家畜衛生対策事業、畜産経営支援対策事業、草地支援対策事業		
経営状況 (平成19年度)	経常収益	1,044,755千円	(その他参考) 県等からの補助金 439,314千円 県等からの受託事業収入 65,556千円
	経常費用	1,043,931千円	
	(うち事業費	452,925千円)	
	当期経常増減額	823千円	
	当期一般正味財産増減額	3,450千円	

2 沿革

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための検査、注射、消毒等については、従来、家畜伝染病予防法に基づいて国及び県が実施してきたが、昭和46年に同法が改正され、家畜の所有者に対し、家畜の伝染病の予防のための自主的措置の努力が義務付けられ、この自主的措置を助長するため、昭和49年2月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会が設立された。

その後、高齢化、後継者不足等を背景とした農家戸数の減少、畜産環境問題の深刻化など、畜産経営を取り巻く環境が変化してきたことから、今後の畜産情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、総合的な組織体制の整備を図るため、平成15年7月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会が統合し、当法人が発足した。

さらに、効率的で効果的な支援指導体制を構築することにより、畜産農家の利便性の向上を図る観点から、平成20年6月に、青森県草地畜産協会を統合した。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との統合

平成17年度に当委員会が社団法人青森県畜産物価格安定基金協会について点検評価を実施したところでは、同協会から当法人との統合について否定的な見解が示されており、その理由の一つとして当法人の経営状況が挙げられていたことから、平成18年度の報告書においては、「社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との統合が円滑に行われるよう、当法人の経営改革を含む統合に向けた条件整備の検討を所管課とともに行うこと」を提言していた。

この点については、統合の条件整備として、経営基盤の安定のため、(2)に述べる対策を実施するとともに、青森県草地畜産協会との統合により、総合的に支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織として更なる機能強化が図られたところである。

生産者の立場に立った総合的専門的な情報・技術の提供や、人的資源の有効活用、さらには団体の維持管理コストの低減などによる経営基盤の強化が期待できることから、本県における総合的かつ効果的な畜産振興を推進するため、所管課と協力し、社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との統合を早期に実現するよう取り組んでいただきたい。

(2) 経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保

当法人が実施する事業の財源については、当法人の実施事業の性格上、社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会、社団法人中央畜産会、地方競馬全国協会等からの補助金及び受託事業収入への依存割合が高いが、補助金及び受託事業収入が減少してきており、今後の見通しも不透明となっている状況において、平成17年度の事業別の正味財産増減計算書では、家畜衛生対策事業が2,081万円、経営支援対策事業が383万円と、収支状況の改善が急務となっていたため、平成18年度の報告書では「引き続き経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保に努め、経営基盤の安定化を図ること」を提言していた。

当法人の家畜衛生対策事業及び経営支援対策事業の平成18年度決算を見ると、一般正味財産増減額は、それぞれ1,451万円、124万円と、依然として赤字を計上していたが、平成19年度では、引き続き実施していた定期昇給の停止などの経費削減及び生産者手数料の引上げによる自主財源の確保対策などにより、家畜衛生対策事業で116万円、経営支援対策事業で125万円と、ともに黒字化を達成していることを確認した。

なお、当法人からは、経営基盤強化のため必要となっていた財源確保対策として、平成19年度に家畜衛生対策事業に係る生産者負担金及び経営支援対策事業に係る生産者手数料を引き上げたこと及び、これに伴い、家畜衛生対策事業(豚丹毒予防接種)からの大型農場の離脱があったことは他県の事例からも想定されたが、財源確保のためには生産者手数料等の引上げは避けて通れない対策であったことの説明がなされた。

当委員会としては、当法人が、総合的に支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織としての役割を果たしていくためには、更なる経営基盤の安定化に向け、人件費の抑制をはじめとした経費削減等による経営合理化及び自主財源の確保に引き続き取り組むことを求めるものである。

1 1 社団法人青森県水産振興会

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	会長 植村 正治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課			
設立年月日	昭和32年10月19日	基本財産	20,423千円			
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率		
	青森県		9,592千円	47.0%		
	八戸市		2,398千円	11.7%		
	青森市		1,199千円	5.9%		
	(株)八戸魚市場		600千円	2.9%		
	むつ市		400千円	2.0%		
	八戸みなと漁業協同組合		376千円	1.8%		
	外ヶ浜町		328千円	1.6%		
	青森県漁業協同組合連合会		240千円	1.2%		
	青森県信用漁業協同組合連合会		240千円	1.2%		
	(社)青森県漁港漁場協会		200千円	1.0%		
組織構成	区分			人数	うち常勤	備考
	理事			16名	0名	
	監事			3名	0名	
	職員			0名	0名	
業務内容	水産要覧の作成、水産に関する功労者の選考および表彰 県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申等					
経営状況 (平成19年度)	当期収入	4,952千円	(その他参考) 県からの補助金 0千円			
	当期支出	5,048千円				
	(うち事業費	3,116千円)				
	当期収支差額	96千円				

2 沿革

本県水産業の総合的な発展を図るために、「北洋漁業振興会」を発展的に解消し、青森県水産業関係者の社会的・経済的地位の向上を図り、内外水産資源の培養、開発及び水産業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資する団体として昭和32年10月19日に青森県水産振興会が設立された。

当法人は、上記の目的を達成するため、定款上、次の事業を行うこととされている。

ア 水産に関する国内・国際問題の調査・研究及び対策樹立

イ 県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申

- ウ 水産に関する講習及び講話会の開催
- エ 水産に関する広報宣伝
- オ 会員相互の親睦及び情報の交換
- カ 水産に関する発明・発見の顕彰及び功労者の表彰
- キ その他当法人の目的を達するために必要な事業

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 当法人の廃止の検討

平成18年度の点検評価では、平成17年度包括外部監査結果報告書で出された意見を踏まえ、当法人の存在意義の有無の検討に重点を置き、当法人の役割、経営状況、業務執行状況について点検評価を行った結果、平成18年度の報告書において、「限られたごくわずかな財源の中で、常勤の役員及び職員を必要としない、効果の低い事業を実施しているに過ぎず、当法人の存在意義は極めて小さいことから廃止を検討すること」を提言していた。

当法人が実施する事業の経費は、基本財産の運用収入、市町村及び水産関係団体からの会費収入、青森県漁業環境保全振興協会からの助成金により賄われているが、会費収入は年々減少していることに加え、青森県漁業環境保全振興協会からの助成金は平成18年度に50万円減額され、さらには、県補助金は平成19年度から廃止されたところである。当法人の予算規模を見ても、平成19年度は500万円程度と、平成17年度に比べ100万円程度縮小している。

また、当法人の近年の活動内容についても、平成18年度に点検評価を実施した時点から大きな変化はなく、かつ、当法人の常勤の役員は1人もおらず、県漁連への事務委託により業務を実施している状況にも変わりはない。

このことから、当法人は依然として、限られたごくわずかな財源の中で、常勤の役員及び職員を必要としない、効果の低い事業を実施しているに過ぎず、当法人の存在意義は極めて小さいと言わざるを得ない。したがって、当委員会としては、当法人及び県所管課に対し、当法人の廃止を検討すべきことを提言する。

1 2 株式会社建築住宅センター

1 法人の概要

(平成20年6月26日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 若木 吾朗	県所管部課名	県土整備部 建築住宅課			
設立年月日	平成11年6月16日	資本金	60,000千円			
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率		
	青森県		15,000千円	25.0%		
	青森市		5,000千円	8.3%		
	弘前市		5,000千円	8.3%		
	八戸市		5,000千円	8.3%		
	(社)青森県建築士会		5,000千円	8.3%		
	(株)青森銀行		2,100千円	3.5%		
	(株)みちのく銀行		2,100千円	3.5%		
	他 県内金融機関8団体		10,800千円	18.0%		
	(株)建築住宅センター(自己株式)		10,000千円	16.7%		
組織構成	区分			人数	うち常勤	備考
	取締役			9名	2名	県OB2名
	監査役			2名	0名	
	社員数			23名	21名	
業務内容	延べ床面積が500㎡以内で主要用途が住宅である建築物の建築確認審査及び中間・完了検査業務等					
経営状況 (平成19年度)	営業収益	128,892千円	(その他参考)			
	営業利益	27,379千円	県への配当金 150千円			
	経常利益	26,280千円	(1株につき500円)			
	当期純利益	26,746千円				

2 沿革

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災後、建築物の安全性の確保の必要性が改めて認識されるようになり、「完了検査の実施の徹底(「届出制度」から「申請制度」に変更)」、「施工中の特定の工程において検査を行う中間検査制度の創設」並びに「建築確認及び検査を民間機関に開放する制度の創設」などを内容として、平成10年6月に建築基準法の抜本的な改正がなされた。

本県の完了検査の実施率は、平成9年度において約15%と全国でも最低レベルにあり、建築基準法改正に伴う審査・検査事務量の増大への対処、完了検査等の実効性を確保することが緊急の課題であった。このことから、本県では、民間の確認検査機関の設立に向けた協議が開始され、平成11年6月、青森県、青森市、建築関係3団体及び11金融機関(金融機関の合併により、現在は10機関)の出資により、当法人が設立された。その後、平成12年度から業務区域が弘前市及び八戸市にも拡大されたことから、弘前市及び八戸市からも出資を受け、また、平成17年度及び平成18年度には、出資者のうち建築関係2団体から自己株式を取得することとなり、現在の出資者構成となっている。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 検査実施率の向上

当法人は、建築規制の実効性の確保、すなわち本県における建築物の安全性の確保を図るために設立された法人であること、また、本県の住宅建築戸数は減少傾向にあり、当法人の業務量を確保していくためには検査実施率を向上させていく必要があるものと認められたことから、平成18年度の報告書では、「本県の完了検査の実施率100%の達成などに向けて、特定行政庁（県及び3市）の協力のもと、当法人自らも検査実施率の向上に努めること」を提言していた。

この点について、当法人においては、建築主に対し、確認済証交付時に完了検査を促すパンフレットを同封して制度の周知に努めているほか、違反建築物の是正権限等を持つ特定行政庁に対して完了予定日付近又は超過の建築物のデータを提供し、そのデータに基づいて特定行政庁から完了検査督促状を発送することにより、完了検査の実施を促すなど、検査実施率の向上に取り組んでいることが説明された。この結果、本県の完了検査の実施率は年々向上し、平成18年度は87.3%、平成19年度は90.3%となっており、当委員会としては、その取組を評価するものである。今後も引き続き、本県の完了検査の実施率100%の達成に向けて、取組を継続するよう望むものである。

(2) 長期的な経営基盤の強化のための新たな業務展開

当法人は、建築基準法関連事業を中心として適切に業務を行い、安定した経営を維持していたところであるが、本県の住宅建築戸数の減少に伴って当法人の主たる業務である確認審査の件数も減少していくものと見込まれ、当法人の長期的な経営基盤の強化のためには、新たな業務展開が必要となるものと認められたことから、平成18年度の報告書では、「(当法人の)設立の目的と趣旨及び経営の基本理念を起点として、業務区域、業務区分、まちづくり機能、あるいは、住生活基本法の制定の背景にある「量」から「質」へという住宅政策の転換に対応した業務などについて検討すること」を提言していた。

今年度の点検評価で、当法人においては、平成19年度に約2,670万円の赤字を計上し、これにより、二期続けてきた株主配当も、平成20年度は実施できなくなっていることが確認された。このことについて、当法人からは、平成19年度に多額の赤字を計上することとなった要因は、建築基準法改正に伴う確認審査1件あたりの業務量の増加による支出の増、確認受付件数の大幅減による収入の減であり、この対応策として、平成20年7月から、確認検査手数料を、業務量と受付件数に見合ったものとするため、これまでの約1.5倍に値上げしたことが説明された。当法人の試算によると、確認審査手数料の値上げにより、平成20年度は黒字となる見込みであるが、今後は、値上げにより受付件数がさらに減少することも懸念されるので、受付件数の推移を注視していく必要がある。

また、新たな業務展開については、構造計算適合性判定機関の指定を受けて業務を行っているほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価や住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅性能保証検査等の業務に取り組んでいることが説明され、適切に対応しているものと認められたところであるが、本県の住宅建築件数の減少傾向は今後も続くものと考えられることから、長期的な視点で当法人の経営基盤を強化していくためには、引き続き、確認審査以外の新たな業務展開に努めていく必要がある。

1 3 むつ小川原原燃興産株式会社

1 法人の概要

(平成20年6月25日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 高坂 孚	県所管部課名	エネルギー総合対策局 原子力立地対策課	
設立年月日	昭和62年4月1日	資本金	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	日本原燃(株)		5,000千円	50.0%
	青森県		2,500千円	25.0%
	六ヶ所村		2,500千円	25.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	取締役	4名	1名	県OB1名
	監査役	2名	0名	
	社員数	165名	161名	県OB1名
業務内容	日本原燃(株)による原子燃料サイクル施設及びその付帯設備の運転・保守管理の補助業務等			
経営状況 (平成19年度)	売上高	3,273,153千円	(その他参考)	
	営業利益	132,849千円		
	経常利益	115,830千円		
	当期純利益	69,528千円		

2 沿革

当法人は原子燃料サイクル施設事業の安定的な遂行と当該施設の立地を契機とした直接的な地域振興に寄与することを目的とし、昭和62年4月1日、青森県、六ヶ所村、日本原燃サービス株式会社及び日本原燃産業株式会社の出資により設立された。その後、平成4年7月1日に日本原燃サービス株式会社及び日本原燃産業株式会社が合併し、日本原燃株式会社が発足したことにより、現在の日本原燃株式会社、青森県及び六ヶ所村の3者による出資構成となっている。

3 課題と点検評価

平成17年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 新たな業務の展開と職員の教育

当法人は日本原燃株式会社による原子燃料サイクル施設の建設段階及び操業時点において発生する付帯業務の受託業務等を行っているが、平成17年度の点検評価において、受託先である日本原燃株式会社のコスト削減により年々委託料率が引き下げられており、当時の状況のままでは収益が減少していくことが危惧されたこと、また、当法人の業務は、大部分が事務用品等の販売・斡旋業務や食堂等の受託管理といった簡易な業務であったこと等から、平成17年度の報告書では、「今後とも継続して業務量を確保していくためには、簡易な業務ばかりではなく、職員に技能、技術を習得させ新たな職種により事業を展開していく必要がある。この地域における新しい業務のシーズを発見し、収益性を見極め、その業務を実施するためには、職員にどのような資格、技術が必要なのかを踏まえた上で、職員の採用や教育に努めること」を提言していた。

この点について、当法人においては、新たな業務として青森県産品等の販売を開始したほか、平成20年度から、これまで日本原燃株式会社から当法人が元請けとなり再委託していた高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター管理運營業務を直營業務に変更するなど、増収を図るための取組を積極的に行っていること、また、社員教育計画に基づいた各種研修の実施、職員の資格取得の奨励等により職員の教育に努めていることに加え、平成19年度から、人事評価制度を導入し、職員の能力開発・勤務意欲の向上・適正な人事配置に努めていることを確認した。

このような取組の結果、当法人は、平成17年度においては約7,260万円、平成18年度においては約8,370万円、平成19年度においては約6,950万円の純利益を計上しているところであるが、今後も引き続き、新たな業務の展開と職員の教育に努め、安定した経営を維持していくことを期待するものである。

14 財団法人青森県育英奨学会

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 工藤 幸七郎	県所管部課名	教育庁 教職員課	
設立年月日	昭和54年11月1日	基本財産	2,500千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県育英奨学会		1,500千円	60.0%
	青森県		1,000千円	40.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	12名	0名	
	監事	2名	0名	
	職員	9名	3名	
業務内容	学資の貸与、学生寮の維持管理、学生寮入寮生の生活指導			
経営状況 (平成19年度)	当期収入	1,575,217千円	(その他参考)	
	当期支出	1,561,809千円	県からの補助金	5,612千円
	当期収支差額	13,408千円	(独)日本学生支援機構からの交付金 1,096,635千円	
	当期一般正味財産増減額	1,095,862千円		

2 沿革

昭和31年に国から東京都小平市にある旧陸軍経理学校の建物と土地の払下げを受け、青森県直営の学生寮が設置された。その後、建物の老朽化に伴う建替えに当たり、昭和54年に「財団法人青森県学生寮」が設立され、同財団が銀行から建設費を借入れし、昭和56年に現在の学生寮に全面改築された。

また、昭和58年に青森銀行が40周年を記念して県に寄付した1億円と県の1億円を合わせた2億円で大学奨学金貸与事業を実施することとし、名称を「財団法人青森県育英奨学会」に変更した。

さらに、国の行政改革により日本育英会が廃止され、高校奨学金貸与事業については、平成17年度入学者から各都道府県に移管されることとなり、本県においては、当法人が行うこととなった。

なお、大学奨学金貸与事業については、平成2年度、平成4年度、平成7年度及び平成11年度に県の補助金の交付を受けて実施してきたが、今後、県からの補助金は困難な状況にあることから、平成17年度から貸与人員を130人から90人に減少し、事業を継続している。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項及び平成19年度包括外部監査結果報告書における指摘事項のうち当法人の対応が不十分であると認められる事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 学生寮の入寮生の確保、経費節減及び入寮費の見直し並びに廃止を含む事業の検討

学生寮の管理運営事業については、「入寮生の一層の確保を図り、引き続き経費節減に努める

とともに、入寮費及び寮費の見直しを検討すること。また、学生寮の大規模改修が必要となる前に、学生寮の廃止を含めた検討を行うこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、平成19年度においては学生寮の清掃業務の委託方法を見直すなど引き続き経費削減に努めているとともに、平成20年4月には、寮費を月額28,000円から30,000円に引上げ、当法人の自立的な運営が可能となるよう取り組んでいるとの説明があった。

当委員会としては、平成18年度の提言に沿った形で寮費月額を引上げ、財源確保に努めていることは評価できるものの、学生寮の管理運営事業は、平成19年度決算においても建物等の減価償却などを含んだ損益ベースで256万円の赤字となっていることから、入寮生の一層の確保を図り、引き続き経費削減に努めるとともに、更なる財源の確保を図るため、今後においては入寮費の見直しについても検討すべきである。

また、学生寮については、当法人から、

ア 平成14年度から平成16年度にかけて屋上防水・外壁改修工事を実施していることもあり、今後数年程度は、大規模改修工事の必要はないものと考えていること。

イ 入寮出願者数については、平成19年度は募集人員49名に対し出願者は62名、平成20年度は募集人員33名に対し出願者は46名と約1.3倍前後の出願があること。

ウ 平成18年度高等学校卒業者の県外大学進学者数は3,884人、うち41.5%が東京都及びその近郊に所在する大学等へ進学していること。

エ 学生寮を廃止した場合であっても学生寮の所在する土地は県有地であり、土地は原状復帰のうえ県に返還することとなること。

から、現在でも、学生寮に対する県民のニーズを意識した場合、大学進学率の高い東京都に設置することは適当であり、現に県民の利益に資する施設を有しているのであれば、現時点ではこれを最大限に活用したい旨の説明があった。

当委員会としては、学生寮については、現状では今後数年以内に大規模改修を要する状況には至らないため、学生寮を継続して管理運営していくこともやむを得ないものとする。しかしながら、現在のように東京都以外の各地域に様々な大学が設立されている状況下において、東京都近郊の大学に入学している者にのみ特別に学生寮を提供することに県の施策上どれだけの意味があるのか依然として疑問がある。したがって、学生寮の管理運営事業については廃止を含む検討をすべきである。また、幅広く学生支援を行う観点からすれば、学生寮のために県が無償で土地を貸与するより、学生寮の所在する土地を売却して得た収入をもって奨学金の原資に充て、奨学金制度を拡充させた方が、県の施策上、有効であるものとする。

なお、学生寮の当面の必要性については当法人の説明で確認したところであるが、県外大学進学者のうち過半数は東京都近郊以外の大学への進学者であり、学生寮が東京都のみに所在し、東京都近郊の学生だけが優遇されている点については、県民に対し合理的な説明を行うことを望むものである。

(2) 未収金に係る債権回収の強化及び未収金等の発生防止

学生寮の管理運営事業に係る未収の入寮費及び寮費並びに大学奨学金貸与事業に係る未収返還金及び未収延滞金については、「滞納者の支払・返還能力を確認の上、支払・返還能力があると認められる滞納者に対し、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起、支払督促の申立てなど、より実効性の高い措置を講じることを含め、債権回収の方策を検討すること。また、高校奨学金貸与事業についても、高校奨学金の返還が本格的に開始する前に債権回収の体制及び方策について検討すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、現在、支払督促に関する債権回収マニュアルを作成する予定であり、また、賃貸借契約書等の支払督促に関する事項において、連帯保証人に対する督促をこ

れまでより厳しく対応する内容を盛り込むことを検討している、との説明があった。また、今後増大する高校奨学金貸与事務に対応するため、償還管理システムを平成21年度までに導入し運用を開始する予定であるとの説明があった。

当委員会としては、学生寮の管理運営事業に係る未収の入寮費及び寮費並びに大学奨学金貸与事業に係る未収返還金及び未収延滞金については、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起、支払督促の申立てなどは引き続き検討すべきと考えるが、特に高校奨学金については、平成19年度包括外部監査結果報告書においても指摘されており、「高校奨学金貸与事業が開始されて3年目で早くも償還開始人数の2割が延滞しており、人数ベースでは過去の延滞実績を大幅に上回る状況にある」ことを踏まえ、奨学金貸与時において連帯保証人の付与を確実にすることは言うまでもなく、その督促の手段についても、より厳しい契約内容の書面とするなどの工夫は効果的であると考えられる。さらに、償還の延滞等が増大した場合、将来において貸与を希望する学生に対し貸与できなくなる事態もあり得ることから、未収金の発生を未然に防止するためにも、奨学金の貸与時点において、奨学金の原資は税金などにより成り立っていることを含め、返還義務に対する効果的な意識付けがなされる措置を講じるべきである。

奨学金貸与業務については、当法人においてプロパー職員1名、臨時職員3名の体制で現状の業務量に対応しているが、今後増大する業務量を勘案すれば、奨学金償還管理システムの導入だけでは十分な対応ができないことも予想される。また、平成19年度包括外部監査結果報告書においては、「当法人の自立的運営を志向する場合、役職員の人件費や法人運営経費を捻出しなければならず、現在の無利子貸与制度を継続するだけでは運営は不可能である。法人の存続の為に有利子の貸与制度を設けることが不可欠と言っても過言ではあるまい。逆に、無利子貸与制度に固執する場合には、現在の組織体制では不十分であると考えられるため、県の直営事業とすることが現実的である」との意見もあった。

所管課からは、奨学金貸与事業を県直営事業とした場合、教育庁職員の増員が必要となり、このことは、人件費削減という県の行財政改革にも逆行することとなる旨の説明があったが、奨学金貸与事業は、本県の将来を担う人材の育成という「県の重要施策」であるとの視点に立てば、学生寮の位置付け以上に、まさに行政資源の集中が必要な分野であり、県の行財政改革が即ち人員体制の強化の障害になる、という理由は成り立たない。人員体制の不備・不足により適正な債権回収事務が行われずに未収金の増加を招く事態は絶対に避けなければならないことから、当法人の体制について、職員の増員も視野に入れながら体制のあり方について早急に検討すべきである。

なお、県の高等学校授業料等の免除制度と当法人の奨学金制度とで、「学生支援」の視点からは類似の支援策を別団体が行っている状態にあるが、県教育庁職員が兼務で当法人の業務も実施している実態を見れば、両業務の実施主体を一元化することによって、より効率的・効果的に学生支援制度を遂行できる可能性があるものと思われる。そのため、学生支援の体制のあり方について、長期的な視点での当法人のあり方を含めて検討することを求めたい。

(3) 高校奨学金貸与事業の長期的収支計画の策定

高校奨学金貸与事業については、日本育英会が高校奨学金貸与事業を実施していた時の回収率70%の水準で当法人の高校奨学金貸与事業の回収率が推移した場合、奨学金の原資が遠からず不足してしまう懸念があったことから、平成18年度の報告書では、「長期的に継続して実施することができるかについて懸念されることから、長期的な収支計画を策定すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、貸付金を平成17年度より文部科学省から独立行政法人日本学生支援機構を経由し、交付を受けているところであるが、交付を受けてから、まだ3年のみで、交付期間がいつ頃までなのか、また、今後の交付金がどの程度見込まれるのか等を見極めた上で、

高校奨学金の返還が始まる平成21年度までに検討したい、とのことであった。

高校奨学金については、前述のとおり、人数ベースでの延滞発生率が高く、今後、奨学金の原資が不足し、奨学金制度自体が成り立たなくなることも懸念されることから、奨学金制度を持続可能とするためにも、国からの補助金及び奨学金の回収状況についての見込みを立て、長期的な収支計画を策定することを求めるものである。

なお、大学及び高校奨学金の充実策として、例えば、民間企業などに奨学金原資への寄附金をお願いするといった方策も必要になってくるものと思われるため、今後の課題として対応を検討することも必要である。

平成20年度青森県公社等点検評価委員会委員名簿

: 委員長

【学識経験者】

末 永 洋 一 青森大学総合研究所長

【企業経営者】

安 保 照 子 株式会社はとや製菓代表取締役社長

藤 村 徹 藤村機器株式会社代表取締役社長

【会計専門家】

倉 成 美納里 倉成会計事務所（公認会計士・税理士）

(参 考)

青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等及び点検評価実施年度

A 県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人

公 社 等 の 名 称	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(財)青森県国際交流協会			(独立民営化)		
(社福)青森県すこやか福祉事業団			(独立民営化)		
(財)21 あおもり産業総合支援センター					
(社)青い森農林振興公社					
青森県土地開発公社					
(財)青森県建設技術センター					
青森県道路公社					
(財)青森県フェリー埠頭公社					
青森県住宅供給公社					(廃止)
(財)むつ小川原地域・産業振興財団					

B 県が25%以上出資等している法人(Aの法人を除く。)

公 社 等 の 名 称	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(財)青森学術文化振興財団					
八戸臨海鉄道(株)					
むつ湾フェリー(株)					
青い森鉄道(株)					
(財)青森県生活衛生営業指導センター					
(株)青森データシステム					
(社)青森県産業振興協会					
(社)青森県畜産物価格安定基金協会					
(社)青森県畜産協会					
(社)青森県水産振興会					
(財)青森県沿岸漁業振興協会			(廃止)		
(財)むつ小川原漁業操業安全協会					
(社)青森県栽培漁業振興協会					
青森空港ビル(株)					
(株)建築住宅センター					
むつ小川原石油備蓄(株)					
むつ小川原原燃興産(株)					
(財)青森県育英奨学会					
(財)暴力追放青森県民会議					

青森県総務部行政経営推進室

行政改革等担当

青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9059

FAX 017-734-8032

公社等改革ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyosei/kousya.html>